

中央環境審議会地球環境部会海洋環境専門委員会報告書案
「今後の廃棄物の海洋投入処分等の在り方について(案)」に対する意見の募集結果について

(1) 意見募集期間: 10月31日(金) ~ 12月1日(月)

(2) 意見の提出状況

提出件数: 5件 (内訳) 個人2件、団体3件

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>3. 今後の廃棄物等の海洋投入処分等の在り方に係る基本的考え方</p> <p>3 - 1 96年議定書締結に向けての基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい制度は有害物の投入や環境影響が絶対に生じないよう安全側にたって定めるべきである。手続きが厳しすぎて投入が事実上できない不利益よりも有害物の投入の防止を重視すべき。 ・どうしても陸上における処分ができないものは、安全を確認した上で海洋投棄ができるようにすべき。 	<p>新しい制度は、96年議定書の予防的取り組みの考え方を踏まえ、同議定書の求めるところに従った制度とすべきであると考えます。 (報告書案3 - 1、3 - 3参照)</p> <p>96年議定書上海洋投入処分が禁止される廃棄物については、速やかに中止のための措置をとるべきであり、その他の廃棄物についても、海洋投入処分量の減量化を一層進めることを基本とし、やむを得ず海洋投入処分するものについても、同議定書附属書 に沿った新たな海洋投入処分管理の仕組みを整備すべきであると考えます。(3 - 1参照)</p>
<p>3 - 3 附属書 への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可に際しては廃棄物の全量について、係官が立ち会い検査するとともに、企業名、品目、量を全て公表することとすべき。 ・事業者に対し期限を定めて期限内の投入を許可するものではなく、投入一件毎について個別に許可を行うべき。 	<p>許可制度の構築に当たっては、96年議定書附属書 に沿ったものとするのが前提となるものと考えています。なお、透明性の確保に関しては、既存の法制度が採用している方法なども参考にしつつ適切な方法を定める必要があると考えています。また、制度の実行性の確保についても配慮する必要があると考えています。(3 - 3参照)</p>
<p>4. 廃棄物等の海洋投入処分実態等の概要とその評価</p> <p>4 - 1 一般廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不発弾、押収爆発物、猟銃用廃火薬類はいずれも所管に無関係に速やかに海洋投入を禁止すべき。 	<p>不発弾については、国の責任において陸上処分に移行されるべきものであり、国として、陸上処理体制を早急に整備すべきと考えています。また、押収爆発物等についても、速やかに海洋投入処分を中止すべきであり、回収・廃</p>

<p>・し尿、浄化槽汚泥については、速やかに禁止原則の徹底を図るべき。</p>	<p>棄の仕組み等条件整備について、生産者を含む関係者間で検討されるべきであると考えています。(4-1(1)参照)</p> <p>H19年1月末までに海洋投入処分を中止することとされており、可能なところから速やかに海洋投入処分を中止すべきであると考えています。(4-1(3)参照)</p>
<p>4-2 産業廃棄物</p> <p>・赤泥、建設汚泥は投入不可とするか、仮に認めるならば、有害物質が含まれていないことを証明させた上で、全量検査し、有害物質が発見された場合、当該事業者だけでなく全事業者分を永久に禁止とすべき。</p>	<p>赤泥、建設汚泥とも、直ちに陸上処分へ移行することが困難であると考えられますが、海洋投入処分量を削減していく必要があると考えます。やむを得ず海洋投入処分する場合であっても、96年議定書付属書 に沿った許可制度の適用が必要となるものであります。なお、制度の構築に当たっては、実行性の確保についても配慮する必要があると考えます。(4-2(1)及び(2)参照)</p>
<p>4-3 水底土砂</p> <p>・中止は困難と判断したのは問題。有害物質が含まれないことを環境省が立ち会いのもと検査すべき。</p> <p>・しゅんせつ物と同等の性状、物性の廃棄物は海洋投入をしてもよいのでは。</p>	<p>水底土砂についても、やむを得ず海洋投入処分する場合、96年議定書付属書 に沿った許可制度の適用が必要となるものであります。なお、制度の構築に当たっては、実行性の確保についても配慮する必要があると考えます。(4-3参照)</p> <p>96年議定書上海洋投入処分が禁止される廃棄物については、速やかに中止のための措置をとるべきであり、その他の廃棄物についても、海洋投入処分量の減量化を一層進めることを基本とすべきであると考えます。(3-1参照)</p>
<p>5. 今後の廃棄物等の海洋投入処分管理制度的在り方</p> <p>5-1(1) 海洋投入処分許可の申請主体</p> <p>・建設汚泥については現実に海洋投入処分を行う者とすべき。</p> <p>・環境影響調査、モニタリング調査については水底土砂を発生する港湾整備の事業主体の責任により行う必要がある。</p>	<p>許可申請主体については、廃棄物等についての十分な情報を持ち、かつ、発生量の削減や海洋投入処分海域の選択等を実施可能な立場にある者とすることが適当であると考えております。(5-1(1)参照)</p>

<p>5 - 1 (2) 海洋投入処分許可の審査主体</p> <ul style="list-style-type: none"> 海上保安部による確認が行われていることから今後とも同様の取扱いとすることが実効性が高いと考える。 	<p>許可の審査主体については、国とすることが適当であると考えます。なお、96年議定書附属書 に沿って構築される許可制度の全体像を踏まえ、適切な者とする必要があります。(5 - 1 (2) 参照)</p>
<p>5 - 1 (3) 市民関与の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別の投入処分毎に関与することとすべき。 裁判制度のように対審構造の場で審議し、申請した事業者には国民誰もが質問でき、回答の義務を負わせ、回答が不十分な場合は認めない制度とすべき。 偏った団体、個人を排除すべき。 	<p>透明性の確保、説明責任の遂行、海洋環境に係る情報の集約等に留意し、既存の法制度が採用している方法なども参考にしつつ適切な方法を定める必要があると考えています。(5 - 1 (3) 参照)</p>
<p>5 - 2 (1) 廃棄物抑制審査等</p> <ul style="list-style-type: none"> 投入量や最小化が困難な理由について、事業者に挙証責任を負わせた上で、事業者ごとに公開すべき。 	<p>事業者が廃棄物の発生量、海洋投入処分量の最小化の検討結果等を明らかにする仕組みを設ける必要があると考えています。(5 - 2 (1) 参照)</p>
<p>5 - 2 (5) 潜在的影響の検討等</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者事前に立証させるとともに、それでも影響が出た場合は事業者が無関係であることを立証できない限り無過失責任とすべき。 国が品目毎に潜在的影響の検討を行った上で投入処分できる海域を定め、排出事業者はその海域内で排出すればよいとすべき。 調査対象については、現地状況を踏まえ、項目を限定していくことが必要。 免除基準は認めるべきでない。 	<p>環境に与える影響を予測・評価した上で、監視の結果により予測よりも大きな影響が生じているおそれがある場合、予測外の影響が生じているおそれがある場合の措置の在り方について、予め定めておく必要があると考えています。(5 - 2 (6) 参照)</p> <p>汚染者負担原則から、事業者が投入処分を実施する場合には、当該処分海域の環境に与える影響について、事業者自ら検討を行うこととすべきであると考えます。(5 - 2 (3) 参照)</p> <p>検討内容、検討手段等として適切な事項を、廃棄物の特性も踏まえ、制度導入段階において明確にしておく必要があると考えます。(5 - 2 (5) 参照)</p> <p>免除基準については、制度導入の段階で、96年議定書の趣旨も踏まえて、その妥当性についてさらに検討する必要があると考えています。</p>

<p>5 - 2(6) 監視</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国として抜き打ちの監視をすべき。また、投入処分量に応じて、調査研究費用も含め、監視にかかる費用は全て事業者に負担させるべき。 ・排出事業者ではなく、国が監視機関を指定し、指定された機関が監視を実施し、費用は排出事業者が負担することとすべき。 ・環境影響が生じた場合は、投入中止、原状回復を求めるべき。 ・監視結果について国民が国に訴えることができる制度とすべき。 ・例えば、底生生物の確認等について、潜水調査等による確認は困難であり、聞き取り調査、専門家の情報提供等による状況把握が適当と考える。 	<p>(5 - 2(5)参照)</p> <p>汚染者負担原則から、排出事業者による監視が実施される必要があり、併せて、海洋環境全般を監視する観点から、国による監視を充実させる必要があると考えます。(5 - 2(6)参照)</p> <p>事業者が海洋環境に与える影響を予測・評価した上で、監視の結果により予測よりも大きな影響が生じているおそれがある場合、予測外の影響が生じているおそれがある場合の措置の在り方についてあらかじめ定めておく必要があると考えています。(5 - 2(6)参照)</p> <p>市民関与については、透明性の確保、説明責任の遂行、海洋環境に係る情報の集約等に留意し、既存の法制度が採用している方法なども参考にしつつ適切な方法を定める必要があると考えています。(5 - 1(3)参照)</p> <p>監視項目、内容等として適切な事項を、制度導入段階において、明確にしておく必要があると考えます。(5 - 2(6)参照)</p>
<p>5 - 3 その他の必要な措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洋上焼却については海域に関わらず今後一切禁止すべき。 	<p>96年議定書に沿って領海基準の外(内水の外)の洋上焼却を禁止するとともに、内水における洋上焼却も速やかに中止するよう措置を講ずるべきであると考えます。(5 - 3参照)</p>